

経税部  
だより

# 年末調整事務とマイナンバーについて

税理士 疋田 英司

マイナンバー制度や年末調整事務の関係を説明する前に、マイナンバー

## 1. マイナンバー制度の基本を知る

マイナンバーの記述をめぐり全国で混乱が起きている。これは行政機関や企業の事務担当者、国民に基本的な理解がないことが原因です。改めて制度の基本を理解

者、国民に基本的な理解がないことが原因です。改めて制度の基本を理解

マイナンバー法は国民がマイナンバーを利用する場合は安全管理

措置を行う義務があります。これを怠った場合は罰則があります。

マイナンバーを記載した書類を出さなくても、番号利用事務実施者は地方公共団体情報システム機構(JLIS)を通じてマイナンバーを照会することができ

ます。このため、一部の保険組合は被保険者から番号の提供を求めないこととしました。

マイナンバーは行政機関が国民を識別する目的で作られたシステムです。本来、行政部内のみ利用される予定の制度を民間情報と連携することを前提としました。しかし、JLISは民間企業にマイナンバーを提供することができません。

このため、国民が自分のマイナンバーを自ら告知することで個人情報を共有することができるようになりました。

つまり、マイナンバー法とは個人情報保護法に特例を与える仕組みなのです。これによりマイナンバーの管理責任は行政

なお、一般にマイナンバー法といわれる法律は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」です。本文では便宜的にマイナンバー法という表現を使用します。

用する義務を規定していません。税務署や年金組合などの番号利用事務実施者は利用義務があります。また、税務署などに書類を提出する事業者(番号関係事業者)はマイナンバー利用を努力する規定があり、番号を利用する場合は安全管理

措置を行う義務があります。これを怠った場合は罰則があります。

事業者や国民がマイナンバーを記載した書類を出さなくても、番号利用事務実施者は地方公共団体情報システム機構(JLIS)を

通じてマイナンバーを照会することができ

ます。このため、一部の保険組合は被保険者から番号の提供を求めないこととしました。

マイナンバーは行政機関が国民を識別する目的で作られたシステムです。本来、行政部内のみ利用される予定の制度を民間情報と連携することを前提としました。しかし、JLISは民間企業にマイナンバーを提供することができません。

このため、国民が自分のマイナンバーを自ら告知することで個人情報を共有することができるようになりました。

## 2. マイナンバーを預かる場合

以上の基本理解の下で、年末調整の際にマイナンバーを預かる選択をされる場合は次の手続きおよび義務が生まれま

(1) 従業員にマイナンバーの提供を求めます

その際、マイナンバーの利用目的を文書で明示する義務があります。

(2) マイナンバー取得時の対応

従業員からマイナンバーの提供があった場合、番号確認と身元確認を行うことが定められています。個人番号カードであれば番号確認と身元確認が

(3) 事業者や国民がマイナンバーを記載した書類を出さなくても、番号利用事務実施者は地方公共団体情報システム機構(JLIS)を

通じてマイナンバーを照会することができ

ます。このため、一部の保険組合は被保険者から番号の提供を求めないこととしました。

マイナンバーは行政機関が国民を識別する目的で作られたシステムです。本来、行政部内のみ利用される予定の制度を民間情報と連携することを前提としました。しかし、JLISは民間企業にマイナンバーを提供することができません。

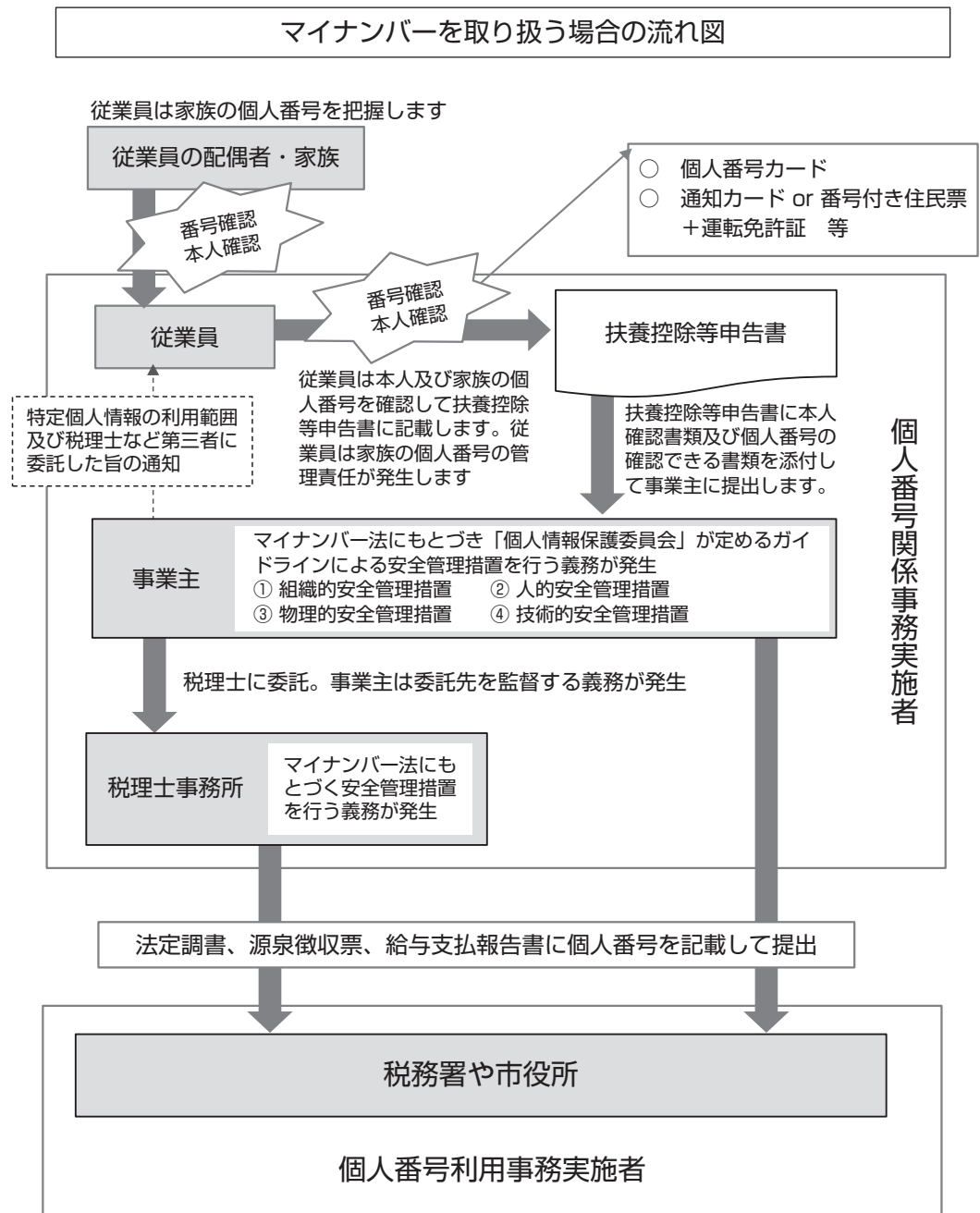
マイナンバーが記載されている書類(特定個人情報)は保存年限を越えて保有することは認められていません。したがって保存年限が到来すれば、速やかに廃棄する義務があります。

また、扶養控除等申告書とは別に、従業員等からすでにマイナンバーの提供を受けている場合は、2016(平成28)年分の申告書の余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載すること

で、同年分は記載省略、2017(平成29)年分は記載不要となる取扱いもあります。

マイナンバーを取り扱う場合は、これらの記載不要制度にも注意して管理していただく。

## マイナンバーを取り扱う場合の流れ図



マイナンバー法にもとづく「個人情報保護委員会」が定めるガイドラインによる安全管理措置を行う義務が発生

マイナンバー法にもとづく安全管理措置を行う義務が発生

法定調書、源泉徴収票、給与支払報告書に個人番号を記載して提出

税務署や市役所

個人番号利用事務実施者

## 3. マイナンバー記載不要制度

2016(平成28)年4月1日以降に提出する申告書からは、マイナンバーの記載欄が増えまし

た。従業員等が事業所に対して予めマイナンバー

を提供しているときは、一定の要件のもと、マイナンバーの記載のない扶養控除申告書の提出が認められます(表1)。

マイナンバー記載不要

表1

2016(平成28)年4月1日以後に提出分からマイナンバーの記載が不要とされた書類
給与所得者の保険料控除申告書
給与所得者の配偶者特別控除申告書
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書